

令和元年度(2019年度) 茨城県立鹿島特別支援学校居住地校交流実施要項

茨城県立鹿島特別支援学校

1 居住地校交流の趣旨

ノーマライゼーションの理念にたち、障害の有無にかかわらず相互に尊重し支え合う共生社会の実現に向けた諸施策が推進されています。平成16年5月に障害者基本法の一部が改正され、「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めること」が、学校教育の果たすべき責務として位置付けられました。

そこで、本校では教育方針に基づき、地域での生活の基盤を形成し「共に生きること」を目指し、居住地校交流を個々のケースに応じて実施しています。

居住地校交流の機会を設けることは、障害のある児童生徒にとって、経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる上で重要な役割を担っています。また、小・中学校の児童生徒にとっても、お互いを正しく理解し、共に助け合い支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会になります。さらには、交流を通して得た人間関係や生活の基盤は、本校児童生徒が将来地域の中で自立し社会参加するための一助になると考えます。

以上のことから、本校では本来の生活の場である居住地域での交流を、個々のケースに応じて進めています。

2 居住地校交流とは

特別支援学校で学ぶ児童生徒が、自分の居住する地域の学校で、授業・学校行事・給食等を地域の子どもたちと一緒に交流及び共同学習を指します。

3 目的

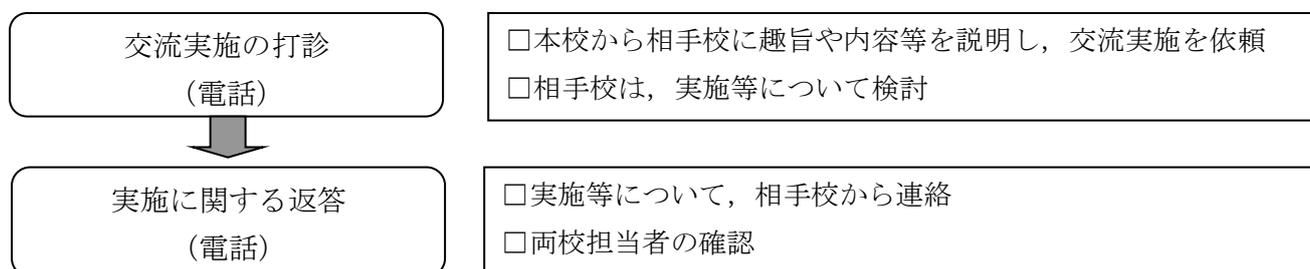
本校では、以下のことを目的とし居住地校交流を実施する。

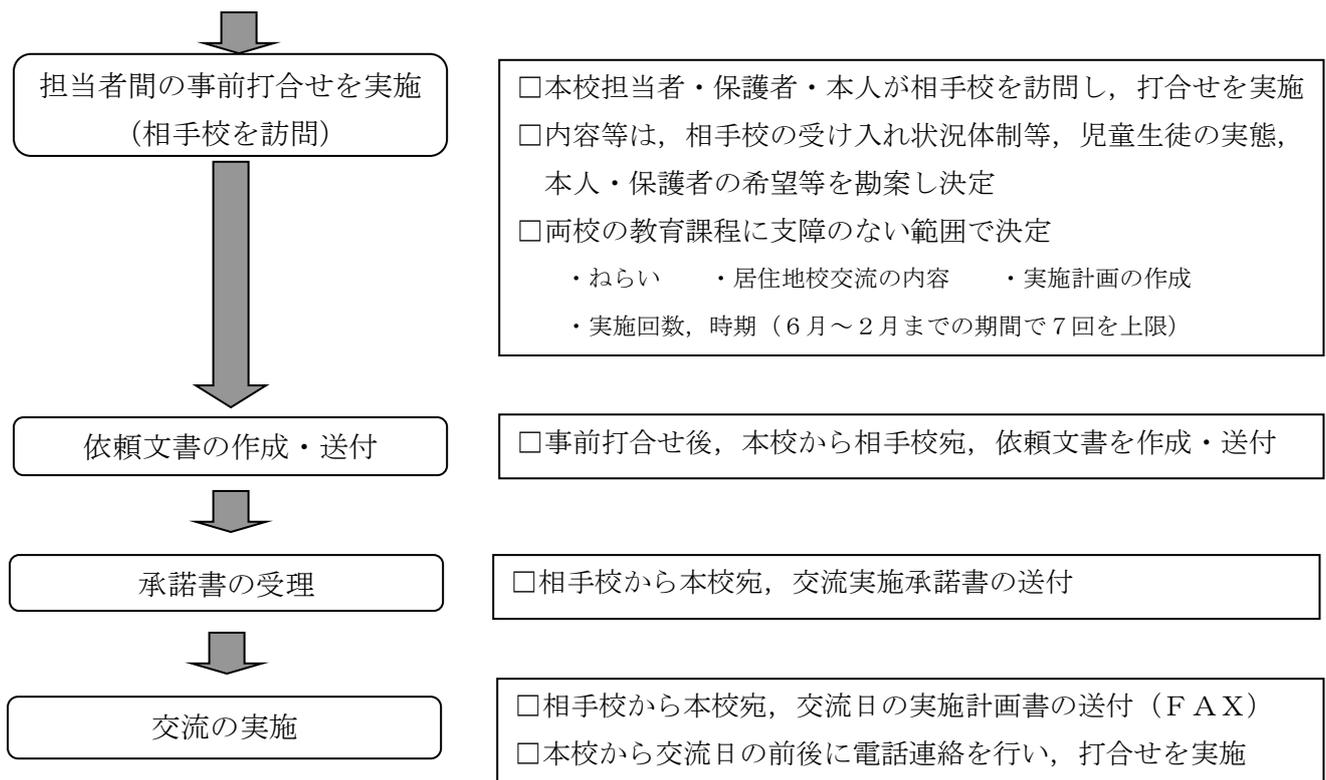
- 地域社会の一員として豊かに生きていくための生活基盤の形成を図る。
- 児童生徒の経験を広め、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育む。
- 地域社会の様々な活動に積極的に参加しようとする態度を養う。

4 対象者

居住地校交流を希望する本校小・中学部の児童生徒

5 手続き





6 確認事項

- (1) 交流の内容や回数については、6月～2月、計7回を上限とし、児童生徒の実態や目的、相手校の受け入れ状況や体制等に応じて設定する。
- (2) 小学部1年生については、本校の学校生活に慣れることを重視し、2学期から実施とする。
- (3) 相手校での事前打合せは、前半に相手校担当者と本校担当者が行き、後半に本人、保護者も出席をして行う。
- (4) 相手校への送迎は保護者が行う。
- (5) 活動中は、児童生徒の安全や健康状態の把握・管理等をするために保護者が付き添いを行う。
- (6) 本校職員の引率は、2回（初回と最終回）のみとする。ただし、交流内容等により相手校から要請があった場合は、児童生徒の実態等から必要に応じ検討する。
- (7) 活動中に児童生徒にけが等が生じた場合には、本校教育課程内のこととして取り扱い、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済の適用とする。
- (8) 活動中の様子については、本校職員が電話等による情報交換を行い、連携を図りながら円滑に実施できるように配慮する。
- (9) 児童生徒の状態により交流の継続が困難になった場合には、中止も含めて検討する。
- (10) 相手校の承諾を得て、本校の教育課程外（時間外や文化祭・運動会など休日の参加）に交流を行う際には、保護者の責任において、参加することとする。
- (11) 交流に係る経費については、すべて保護者負担とする。